

最新版・中国商業賄賂の特徴と実態

—習近平体制下でますます進む取り締まりの強化

虎門中央法律事務所

世澤外国法事務弁護士事務所(外国法共同事業)

外国法事務弁護士 **陳 軼凡**

世澤法律事務所

パートナー弁護士 **諸 韜韜**

本誌 2010 年 6 月号の中国特集における「中国における商業賄賂行為とは」という原稿の執筆以来、早くも 5 年になろうとしている。2012 年に習近平政権が発足してから、①公務員汚職への摘発強化、②外商投資企業コンプライアンス違反行為への摘発強化という 2 つの流れの中で、商業賄賂における刑事責任追及の事例紹介、特徴と対応する場合の留意点について紹介したい。

商業賄賂の最近の実態と摘発事例

習近平政権の政策と立法上の趨勢

習近平政権の発足以来、中国政府は反腐敗、反商業賄賂に対する摘発と処罰を強化し続けている。2012 年の「中国共産党第 18 回全国代表大会」以降、中国共産党中央政治局は「八項規定」を明確に提示し、党内の腐敗問題の取り締まりを強化するのみならず、商業賄賂の厳格な根絶に動き出した。

新政権発足後の商業賄賂立法は、基本原則は従来と同一とし、「刑法」、「商業賄賂行為の禁止に関する暫定規定」を反商業賄賂の基本法規とする。ただし、最近の立法には以下の特徴がみられる。

商業賄賂の不良記録管理の強化

2013 年 2 月、最高人民検察院は「最高人民検察院の贈賄犯罪ファイル照会業務に関する規定」を公布し、人民検察院により統一的に全国贈賄犯罪アーカイブを構築し、贈賄犯罪情報を記録し、

一般検索用に提供することを規定した。2014 年 8 月、国家工商行政管理総局は「工商行政管理行政処罰情報公示暫定規定」を公布し、工商部門が下した商業賄賂処罰決定を一般向けに公示することを要求。また 2013 年 6 月、国家工商行政管理総局とその他 5 部門が合同で「小売供給業の取引の監督管理業務の遂行に関する通知」を公布し、2013 年 12 月に国家衛生計画生育委員会が「医薬仕入販売領域の商業賄賂不良記録に関する規定」を公布し、商業賄賂の不良記録制度を確立した。この制度が確立されたことは、企業は商業賄賂行為について処罰を受けると、企業の信用と今後の経営活動に重大な影響があることを意味する。

具体的な業界の商業賄賂禁止規定を強化

近年中国政府は法改正を通じて、若干の具体的な業界規范文書において商業賄賂の取り締まりを明記している。例えば、2012 年 2 月から実施された「競争入札法実施条例」第 51 条と第 67 条は、競争入札者に贈賄など違法行為がある場合、入札評価委員会はその入札を否決し、贈賄を通じて落札を凶る者に対し、関連行政監督部門は 1 年から 2 年間、法により入札募集を行うプロジェクトに入札する資格を取り消すと規定した。2013 年 10 月から実施された「旅行法」は第 51 条と第 104 条を特別に設け、旅行事業者は商品またはサービスの販売、購入のため、贈賄または収賄を行って